

令和3年8月19日

芦屋市立学校保護者様

芦屋市教育委員会

緊急事態措置を実施すべき区域となることを踏まえた対応について

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記のことについて、兵庫県教育委員会より連絡がありました。

つきましては、緊急事態宣言期間中(令和3年8月20日～9月12日)は、下記のとおりとします。

ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 教育活動について

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行います。

(2) 校外における活動については、次のとおりとします。

① 県外での活動(修学旅行を含む)は、行いません。

② 県内での活動は、泊を伴う活動は行いません。泊を伴わない活動は十分な感染防止対策を講じた上で、受け入れ先の意向や感染症対策、参加人数、移動方法などを踏まえて実施の有無を検討します。

2 部活動について

○十分な感染防止対策を実施したうえで、実施します。

○活動場所は、原則、校内とします。(活動拠点が無い場合は当該施設を含む)
なお、練習試合、合宿等宿泊を伴う活動は実施しません。(※を除く)

○活動日及び時間は、平日(4日)で2時間以内、土日のいずれか1日で、3時間以内とします。

※高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加は可とします。